

政 統 発 0404 第 2 号
平 成 30 年 4 月 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）
（ 公 印 省 略 ）

人口動態調査事務における調査票情報等の適正な管理について（通知）

人口動態調査の実施につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申しあげます。

平成16年7月20日付け統発第0720001号「人口動態調査事務における調査票等の適正な管理について」に基づき、調査票情報等を適正に管理いただいているところではありますが、人口動態調査事務の一環で行った照会業務の過程において人口動態調査票情報が含まれた書類を紛失するという事故が発生しました。

御存じのとおり、統計調査によって集められた調査票情報等の適正な管理については、統計法（平成19年法律第53号）第39条で義務付けられている上、被調査者の秘密の保護の観点からも、紛失事故の再発を防ぐことが求められます。

つきましては、「人口動態調査事務における調査票等の適正な管理について」の一部を別紙のとおり改正しますので、改めて本留意事項について御了知の上、貴管内の指定都市市長、保健所長及び市区町村長あて周知を図られますようお願いいたします。

「人口動態調査事務における調査票情報等の適正な管理についての留意事項」 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>人口動態調査事務における調査票情報等の適正な管理についての留意事項</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 保健所における管理</p> <p>1（略）</p> <p>2 調査票情報等の市区町村からの受領、審査、都道府県・指定都市への送付及び統計法第33条に基づく利用等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票情報等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票情報等の管理を行うこと。また、送付においては、送付履歴が確認できるよう対策を講ずるとともに、<u>調査票情報等が他の文書と紛れないように工夫する</u>こと。管理責任者は、調査票情報等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。</p> <p>3～7（略）</p> <p>第4 都道府県・指定都市における管理</p> <p>1（略）</p> <p>2 調査票情報等の受領、審査、厚生労働省への送付等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票情報等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票情報等の管理を行うこと。また、送付においては、送付履歴が確認できるよう対策を講ずるとともに、<u>調査票情報等が他の文書と紛れないように工夫する</u>こと。管理責任者は、調査票情報等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p>人口動態調査事務における調査票情報等の適正な管理についての留意事項</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 保健所における管理</p> <p>1（略）</p> <p>2 調査票情報等の市区町村からの受領、審査、都道府県・指定都市への送付及び統計法第33条に基づく利用等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票情報等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票情報等の管理を行うこと。また、送付においては、送付履歴が確認できるよう対策を講ずること。管理責任者は、調査票情報等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。</p> <p>3～7（略）</p> <p>第4 都道府県・指定都市における管理</p> <p>1（略）</p> <p>2 調査票情報等の受領、審査、厚生労働省への送付等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票情報等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票情報等の管理を行うこと。また、送付においては、送付履歴が確認できるよう対策を講ずること。管理責任者は、調査票情報等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。</p>